平成２４年（フ）第２９８号
兵庫県川西市大和東４丁目７番地の11
破産者　有限会社ブラザーズアウル
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３３８号
兵庫県伊丹市千僧５丁目126番地エステートＫ　１－Ｃ号、商業登記簿上の本店所在地大阪府摂津市鳥飼上２丁目１番18号
破産者　有限会社イデハラ商会
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３４２号
兵庫県伊丹市大鹿３丁目８番地、商業登記簿上の本店所在地大阪市淀川区西中島５丁目７－17ビジネスヴイップ第２新大阪302号
破産者　株式会社城谷精工
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第６０４号
福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎1812番地
破産者　有限会社ＳＴＡＧＥ
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３３９号
熊本県球磨郡あさぎり町免田西3003番地
破産者　株式会社中根鉄工
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７６号
北海道登別市桜木町１丁目９番地８
破産者　有限会社高栄商事
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
福島県会津若松市門田町工業団地10番地４
破産者　有限会社福島精密機械
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第６５６号
東京都八王子市弐分方町444番地７スモールマウンテンハイム202号、開始決定時の住所東京都八王子市川口町557番地15
破産者　加藤　理記
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０４６号
東京都東村山市野口町１丁目13番地１
破産者　有限会社三木
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４１４号
金沢市西念２丁目２－１　デスタンＮｏ．12ビル403、従前の本店所在地石川県河北郡津幡町字北中条11号134－２
破産者　株式会社Ｔ’コネクト
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２５９号
山梨県甲府市中村町12番７号
破産者　有限会社ジュエリークエスト
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９２号
長野県岡谷市15番地
破産者　有限会社丸十高木凍豆腐製造工場
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１３２号
広島県尾道市因島重井町6841番地の３
破産者　社会福祉法人幸伸会
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１４４３号
埼玉県幸手市中１丁目６番14号　増田ビル202
破産者　成瀬　マリ（旧姓秋山）
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５６０号
埼玉県上尾市柏座１丁目10番１号　キャッスル上尾805
破産者　黒澤　美子
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６０４号
埼玉県桶川市大字上日出谷842番地の11、破産手続開始決定時の住所埼玉県北本市中丸７丁目87番地８
破産者　大井田力則
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５号
佐賀県西松浦郡有田町桑木原乙1729－２、破産手続開始決定時の住所佐賀県伊万里市東山代町川内野5825―34
破産者　平嶋久美子
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第９２号
宮城県栗原市栗駒岩ケ崎下町裏92番地１　プロミネンス栗駒６号
破産者　本田健一郎
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第９４号
宮城県栗原市栗駒里谷神田沖24番地２
破産者　三浦　英男
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第９５号
宮城県栗原市栗駒里谷神田沖24番地２
破産者　三浦　壽子
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係